

令和5年度

第11回豊後高田市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年2月7日(金)午前10時00分

場 所 豊後高田市役所高田庁舎
3階本館防災対策室

出席委員

出席委員 11名 欠席委員 2名

議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
1	河野 利治	○	6	財前 仁一	○	11	市成 信正	○
2	中野 正年	○	7	酒井 幸二	×	12	宗 一則	○
3	友延都茂子	○	8	和泉 陣	×	13	野田 富好	○
4	内田 勝夫	○	9	神田三重子	○			
5	佐々木弘幸	○	10	川野元憲司	○			

農地利用最適化推進委員 11名

永野次郎委員 筒井正之委員 芹川豊彦委員 河野邦彦委員 尾上慎一委員
内田勇一郎委員 田中健市委員 早田彰臣委員 末廣潤一委員 板井伸博委員
秋成淳委員

事務局職員 3名

事務局長 塩崎康弘 総括主幹 伊藤康輔 主幹 近藤秀英

会議に付した事件

- 議案第71号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について(農委処分)
- 議案第72号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- 議案第73号 農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)
- 議案第74号 農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)
- 議案第75号 農用地利用集積等促進計画に係る農用地貸付(案)について・・・別紙
- 議案第76号 非農地証明願について
- 議案第77号 農業振興地域整備計画の一部変更について・・・別紙
- 議案第78号 令和6年度農作業標準金について・・・別紙

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- (2) 農地所有適格法人定期報告について
- (3) 農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について

その他の事項

開会 午前10時00分

局 長	皆さん、おはようございます。 それでは、令和5年度第11回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。 農業委員総数13名中、本日の出席委員11名、欠席委員2名で、過半数を超えております。 従いまして農業委員会会議規則第6条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。 なお、会議の議長は、会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、ご了承願います。それでは、会長よろしく願います。
議 長	改めまして、おはようございます。 令和6年の新しい年を迎えて、早いもので1か月が経ちました。 しかし、テレビ等で報道されている様に、能登半島大震災の被災地の方々、過酷な避難生活を今でも余儀なくされています。少しでも早い復興が叶えられる事を願っている次第です。 そうした中、第96回選抜高校野球に地震で多大な被害を受けた、石川県輪島市の日本航空石川高校と、金沢市に学校がある星稜高校の2校が選ばれました。持てる力を十分に発揮してもらい、被災地の皆さんの希望の灯となる事をお祈りします。甲子園での活躍を期待しております。 一方、そうした中で大分県下では、1月26日に第55回大分県農業賞の発表がありました。 先進的法人経営部門で西真玉の真玉キャトルファームさんが特別賞を受賞しました。7年だと思えます、お父さんを亡くしてから、社長の■■■■さんと弟の■■■■さんの二人が力を合わせて、頑張ってきた結果が今回の受賞に繋がったのではないかと考えております。心からお祝い申しあげます。 それでは、座って進行させていただきます。 ただいまから、令和5年度第11回豊後高田市農業委員会総会を開会します。 開会にあたりまして、会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。 慣例により議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。 (異議なしの声) 異議なしであります。 よって議事録署名委員に、2番：中野正年委員及び3番：友延都茂子委員にお願いします。 なお、議事整理のため、意見のある方は挙手をし、議長が指名した人のみ、発言を行ってください。皆さんのご協力をお願いします。 それでは議事に入ります。 議案第71号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。

事務局	議案第 71 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について、次のとおり、許可申請がありましたので意見を求めます。それでは、1 ページからです。 申請番号 79 番、所在が■■字■■番、地目は畑、面積が 129 m²、渡人が■■の■■さん、受人が■■の■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が新規就農で贈与するものです。 申請番号 80 番、所在が■■字■■番■■外■■筆、地目は畑、面積が 1,589 m²、渡人が■■の■■さん、受人が■■の■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。 申請番号 81 番、所在が■■字■■番■■、地目は畑と田、合計面積が 1,846 m²、渡人が■■の■■さん、受人が■■の■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。 申請番号 82 番、所在が■■字■■番■■外■■筆、地目は田及び畑、合計面積が 15,241 m²、渡人が■■の■■さん 受人が■■の■■さん親子です。申請事由は、経営移譲で贈与するものです。 申請番号 83 番、所在が■■字■■番■■、地目は畑、面積が 93 m²、渡人が■■の■■さん、受人が■■の■■さんです。申請事由は、渡人が経営廃止で、受人が経営規模の拡大で贈与するものです。 申請番号 84 番、所在が■■字■■番■■外■■筆、地目は畑と田、合計面積が 947 m²、渡人が■■の■■さん、受人が■■の■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。 申請番号 85 番、所在が■■字■■番■■、地目は畑、面積が 628 m²、渡人が■■の■■さん、受人が■■の■■さんです。申請事由は、渡人が経営廃止で、受人が経営規模の拡大で売買するものです。 以上、申請事案は農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。 ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、許可することに決しました。次に、議案第 72 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可

事務局

申請についての審議を行います。それでは、事務局から提案します。

議案第 72 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について、次のとおり、申請があったので意見を求めます。議案書の 4 ページ目と配布資料を合わせてご覧ください。

申請番号 25 番、申請地は、■■■■ 字 ■■■■ 番 ■、地目は田、面積が 1,346 m^2 の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、都市計画法に規定する用途指定が第 2 種住居地域の第 3 種農地です。

転用目的は共同住宅用地です。

市役所 ■■■■ 庁舎の西約 ■■■■ km の場所に位置し、北を ■■■■ と ■■■■ を挟んで ■■■■ 及び ■■■■ に、東が ■■■■ を挟んで ■■■■ と ■■■■ に、南を ■■■■ と ■■■■ に、西を ■■■■ と ■■■■ に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は杵築市に住む自営業者で、申請地に建築面積 295.38 m^2 と 139.18 m^2 の鉄骨 2 階建て共同住宅を建築する計画です。

30 cm から 60 cm ほど盛土し、境界には L 型擁壁を設置して整地する計画です。そのため土砂の流出の恐れはなく周囲の営農に問題はないものと考えられます。

排水については市の公共下水に接続し、雨水排水については敷地内に側溝及び集水桝を設け、農業用水路に接続する計画です。水路を管理する ■■■■ 土地改良区の同意書が添付されています。

申請者は、現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、工事費として ■■■■■■■■■■ 円を見込んでおり、全額借入金で賄うということで、費用を超える金融機関の発行した融資予定証明書が添付されております。

工事期間は、許可後から令和 6 年 12 月 31 日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断できます。

許可基準は、農地法の運用についての第 2 の 1 の (1) のエの (イ)、第 3 種農地の転用は許可をすることができるに該当します。

申請番号 26 番、申請地は、■■■■ 字 ■■■■ 番 ■ 外 ■■■■ 筆で、地目は田、合計面積 1,003 m^2 の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第 3 種農地です。

都市計画の用途区分は準工業地域に該当します。

転用の目的は、資材置場用地です。

市役所 ■■■■ 庁舎の北北西約 ■■■■ km の場所に位置し、北と東と南を ■■■■ ■■■■ に、西側は ■■■■ に接しています。

譲受人は、市内の土木業、自動車整備業者で申請地を資材置場に整備する計画です。

造成についてですが、所有する南側の資材置場と均一の高さになるように整地する計画で、別途、市が許可した、事業許可書の写しが添付されていま

す。

雨水排水については、自然浸透のほか、オーバーフロー分は、既設道路側溝に排水する計画で、隣接農地への影響はないものと考えられます。

申請者は現在、農地転用違反により文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有するものはいません。

農地法以外に、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議はありません。

転用に要する費用は、土地取得費と建築工事費として 〇〇〇〇 円を見込んでおり、すべて自己資金で賄う予定で、事業費を超える残高が記載された預金通帳の写しが添付されています。

工事期間は、許可日から令和6年8月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断できます。

許可基準は、運用通知の許可基準第2の1の(1)のエの(イ)、第3種農地の転用は許可をすることができるに該当します。

申請番号27番、申請地は、〇〇字〇〇番〇〇、地目は畑、面積が202㎡の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第2種農地です。

転用申請者は市内の会社役員で、転用目的は賃貸駐車場用地です。

市役所〇〇庁舎の南西約〇〇kmの場所に位置し、北を〇〇〇〇に、西と東を〇〇〇〇に、南は〇〇〇〇を挟んで〇〇〇〇に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は市内で土木建設業を営む法人の役員で、申請地に駐車場として整備し、隣接するコンビニエンスストアに貸し付ける計画です。

盛土は行わず転圧整地し、再生アスファルトで舗装する計画です。周囲に農地はなく営農に問題はありません。

申請者は、現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費及び工事費として 〇〇〇〇 円を見込んでおり、費用を超える残高が記載された金融機関の通帳の写しが添付されています。

工事期間は、許可後から令和6年9月30日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断できます。

許可基準は、農地法の運用についての第2の1の(1)のオの(イ)で、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達することができない場合に該当します。

以上、ご審議をお願いします。

議 長

事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員及び農業委員の意見をいただきたいと思います。

	申請番号 25 番、27 番につきまして、永野次郎推進委員から意見を願います。
永野次郎 推進委員	さる 1 月 23 日、私と中野委員と事務局で現地の確認に行きました。 事務局の説明とおり、問題ないと思われます。
議 長	ありがとうございました。 同じく現地確認をしていただきました、2 番：中野委員からも意見があればお願いします。
2 番： 中野委員	1 月 23 日に永野委員、事務局と現地確認いたしまして、25 番については第 2 種住居地域という事で問題ありません。 27 番については、駐車場用地という事で、隣の■■■■店の方に貸し駐車場として貸すという事でありますので、別に問題ないと思います。 ご審議よろしく願います。
議 長	ありがとうございました。 次に、申請番号 26 番につきまして、筒井正之推進委員から意見を願います。
筒井正之 推進委員	それでは、1 月 23 日に農業委員会の事務局と河野委員と私で、現地を確認しました結果、現状としては、隣接地の資材置場として現在利用されており、排水溝等についても特に先程事務局から説明があったとおり、問題はないと思われますので、ご審議の程よろしく願います。
議 長	ありがとうございました。 地元委員の意見では問題ないとのことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。
	(ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、許可することに決しました。 次に、議案第 73 号、農用地利用集積計画による所有権移転についての審議を行います。 それでは、事務局から提案します。
事務局	農用地利用集積計画の決定について、議案第 73 号、農用地利用集積計画

	の決定について議案書の6ページになります。農用地利用集積計画についての権利種別は所有権移転になります。 申請番号15番、所在が■字■番外14筆、地目が田及び畑、合計面積が21,657㎡、渡人が大分県農業農村振興公社、受人が■さんです。 大分県農業農村振興公社が農地等売買支援事業により購入した農地を、地域の担い手へ売却するものです。 以上ご審議をお願いします。
議 長	ただ今の提案につきまして、ご意見、ご異議のある方はございませんか。
4 番： 内田委員	はい。
議 長	4 番：内田委員。
4 番： 内田委員	質問なんですけども、果樹園というふうになってますけども、何を栽培するのかを教えてください。
事務局	■の方については、田んぼなんですけども県の事業で畑地化した、水利とかを良くした上で、キウイフルーツを植える計画です。 そして、■の方は、元々みかん園でありまして、みかんの方を新たに栽培するという計画であります。
4 番： 内田委員	はい、分かりました。
議 長	よろしいですか。
4 番： 内田委員	はい。
議 長	ほかに質問のある方はいらっしゃいませんか。
	(ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを認める事にご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、許可することに決しました。 次に、議案第74号、農用地利用集積計画による貸借権設定についての審

	議を行います。 それでは、事務局から提案します。
事務局	議案第 74 号、農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が貸借権設定の案件で、農地中間管理機構を介した農地中間管理事業も含まれています。農用地利用集積計画を策定するために、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づき審議を求めます。 それでは、集積表が 14 ページにありますのでご覧ください。 表の下から 2 行目の小計で、利用権設定等の田の面積が 50,409 m²、畑の面積が 10,454 m²で、利用権を設定する農家数 17 件、利用権の設定等を受ける農家数 9 件で、利用権等の種類別面積のうち賃貸借に係る面積 36,234 m²、使用貸借に係る面積 24,629 m²です。 詳細につきましては 議案書 7 ページから記載していますのでご確認ください。 以上、提案します。
議 長	ただ今の提案につきまして、ご意見、ご異議のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを認める事にご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。 次に、議案第 75 号、農地利用集積等促進計画に係る農用地貸付についての審議を行います。事務局から提案します。
事務局	15 ページ目の農用地利用集積等促進計画に係る農用地貸付について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理事業における農用地貸付に係る農用地利用集積等促進計画を定めたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求めます。 お手元に配布してあります別紙貸付調書についてあわせてご覧ください。 議案書の 10 ページからの権利設定を受けての配分計画の内訳を記載しているものです。別紙の農用地貸付調書をご覧ください。 1 ページで、借受者、[] に 3 件の合計面積が 2,100 m²の貸し付けが示されています。 2 ページで、借受者、[] に 3 件の合計面積が 3,316 m²の貸し付けが示されています。 3 ページで、借受者、[] に 10 件の面積が 7,949

	m²の貸し付けが示されています。 4 ページで、借受者、[]に 10 件の面積が 7,598 m²の貸し付けが示されています。 5 ページで、借受者、[]に 7 件の面積が 4,609 m²の貸し付けが示されています。 以上、提案します。
議 長	ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを認めることにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。 次に、議案第 76 号、非農地証明についての審議を行います。 事務局から提案します。
事務局	議案第 76 号、非農地証明願についてです。議案書 16 ページをご覧ください。 申請番号 31 番、所在が[]字[]番外[]筆、地目が畑、合計面積 333 m²、申請人は、[]の[]さんです。 申請の内容は、昭和 59 年頃から、[]番は町道として整備されていて、[]番及び[]番は昭和 59 年以前は桑畑であったが、蚕の飼育をやめてから管理されずに自然と山林化してしまったとのことで、現地確認したところ、申請どおり市道及び山林化しており非農地として認められると考えられます。 申請番号 32 番、所在が[]字[]番、地目が畑、面積が 298 m²、申請人は、[]の[]さんです。 申請の内容は、昭和 50 年頃から耕作できなくなり、竹が進入し山林化してしまったということです。 現地確認したところ、申請どおり竹が一面に生い茂り山林となっており非農地として認められると考えます。 以上審議のほどお願いします。
議 長	事務局の調査によれば、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員及び農業委員の意見をいただきたいと思います。 最初に、申請番号 31 番につきまして、現地確認をしていただきました、9 番：神田委員から意見ををお願いします。

9 番： 神田委員	1 月 23 日に、事務局と羽矢推進委員とで、現地確認を行いました。 事務局の報告のとおり、[] 番は []、[]
	[] の駐車場横の市道として、そのまま使われておりました。 あとの 2 枚は山林化されており、非農地と認めざるをえないと思っております。 以上、ご審議方よろしくお願ひいたします。
議 長	ありがとうございました。 次に、申請番号 32 番につきまして、筒井正之推進委員から意見を願ひします。
筒井正之 推進委員	それでは、1 月 23 日に現地確認を、農業委員会事務局と、河野農業委員と私で現地を確認しました結果、状況は事務局の説明があったように、周辺と合わせて竹林化をされており、非農地の扱いについては、特に問題はないと思いますので、ご審議の程よろしくお願ひします。
議 長	ありがとうございました。 地元委員の意見では問題ないとのことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。
4 番： 内田委員	はい。
議 長	4 番：内田委員。
4 番： 内田委員	いま、思ったんですけども、個人の土地を町道として、使っていいのだろうかなと思うんですけども。いま、町が市になりましたんで市道でしょうけども、個人の農地を市道として使ってそれを、非農地扱いにする。非農地になってからも、個人の土地という事になるんでしょうけども。ちょっとその辺が疑問なんですけども。
議 長	神田委員お願ひします。
9 番： 神田委員	申請人に聞きましたところ、当時、その 1 枚が町道になるんじゃないくて、ず一っと長さが有る一部であって、そして、いいですという事でしてただけど、登記がなされてなかったという事だそうです。その周辺に自分の畑があったので、その一部分だったのだろうというふうな事で、奥さんですので、もうご主人も早くに亡くなっておりこちらに居ません。[] の方ですので、よく分かりません。という事で、一応、[] さん奥さんの方の名義にしてから、豊後高田市に寄贈というかたちに、一応、とるそうであります。

4 番： 内田委員	はい、分かりました。
議 長	いま、神田委員からありましたが、事務局からも何か不足がありますか。
事務局	はい、そのとおりです。
議 長	事務局からのお墨付きを頂きましたけれども、ほかに誰かご質問ある方は いらっしゃいませんか。
	(ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決ま した。
	次に、議案第 77 号、農業振興地域整備計画の一部変更についての審議を 行います。担当課であります農業振興課から提案いたします。
農業振興課	豊後高田市農業振興地域整備計画の一部変更についてであります。 農業振興地域整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定に基づき、豊後高田 市農業振興地域整備計画のうち、農用地利用の一部を変更したいので、同法 施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき農業委員会に意見を求めるもので ございます。 今回の申出は、合計で農振除外が 5 件、合計 35 筆の 37,643 m²であります。 すみませんが、お手元の資料の農用地利用計画変更理由書により説明をい たします。 資料を開きますと 2 ページ目、今回申出のありました農用地の一覧です。 3 ページ目が今回の申出がありました、全体の地図となっております。 それでは、箇所番号 1 番から説明をいたします。 2 ページ目と 4 ページ目をご覧下さい。 箇所番号 1 番、大字 ■■■ 字 ■■■、地番 ■■■、地目畑、面積 2,245 m²、申 出者 ■■■ さん外 ■ 件の計 15,289 m²を除外するものであります。 除外する理由におきましては、非農地申請を行うため、除外を行うもので あります。 次に 2 ページ目と 6 ページ目をご覧下さい。 箇所番号 2 番、大字 ■■■ 字 ■■■ 地番 ■■■、地目田、面積 758 m²、申出者 ■■■ さん外 ■ 件の計 18,148 m²を除外するものであります。 除外する理由におきましては、現在、市が計画している分譲住宅用地とす るため、農振除外を行うものであります。

	次に箇所番号3、2ページ目と8ページ目をご覧ください。 箇所番号3、大字■■■字■■■地番■■■、地目畑、面積443㎡、申出者■■■さん外■■■件の計1,371㎡を除外するものであります。 除外する理由におきましては、農地として管理出来なくなったため、当該横の住宅設備会社の方が、資材置場として使用するため、農振除外を行うものであります。 次に箇所番号4番、10ページ目と2ページ目をご覧ください。 箇所番号4番、大字■■■字■■■、地目畑、面積152㎡、申出者■■■さん外■■■件の計300㎡を除外するものであります。 除外する理由におきましては、隣接地に申出の息子さんの住宅を建築するため、農振除外をするものであります。 次に箇所番号5番、大字■■■字■■■地番■■■、地目畑、面積78㎡、申出者■■■さん外■■■件の計2,535㎡を除外するものであります。 除外する理由におきましては、リサイクル施設の用地として、農振除外を行うものであります。 以上、5件の合計37,643㎡となっております。 本市の随時変更の日程は、年3回、1月、5月、9月の各10日を締切として行っています。 今回は1月締切分で、今月開催の農業振興地域整備促進協議会の意見聴取を行っているところであります。 農業委員会をはじめ各関係機関の意見を参考に、今後は条例で定められております、豊後高田市農業振興地域整備促進協議会において、申し出の可否を決定し、県と協議を行います。 以上でございます。よろしくお願いします。
議 長	ただ今の提案につきまして、ご意見・ご質問のある方はございませんか。
11 番： 市成委員	いいですか。
議 長	11 番：市成委員。
11 番： 市成委員	1 番について聞きたいんですけど。 この1 番の農用地は、パイロット事業のどこですかね。
農業振興課	そうですね。47 年に換地処分されている。
11 番： 市成委員	いま、全然荒れてますかね。
農業振興課	ちょっと山で中に入る事が出来ない状態。

11 番： 市成委員	分かりました。
議 長	よろしいですか。
11 番： 市成委員	はい。
議 長	ほかに意見のある方は、ご質問のある方は。
議 長	はい。
議 長	芹川豊彦推進委員。
芹川豊彦 推進委員	2 番について、分譲住宅団地、これは市の方では、新たに追加して計画しているということですか。
農業振興課	3 年か 4 年位前に、もう 5 年位経ちますかね。 横に分譲団地があるのですが、そこが全部うまってしまって、いま拡張しているような状況で、流れ的には、同じ様な分譲団地が建つ予定となっております。 既存の所が第 1 期としたら、拡張して第 2 期の分譲団地です。
芹川豊彦 推進委員	もっと具体的に説明してほしいんですけど、全部で何㎡あるのかね。 ㎡はいくらどのくらいの戸数があるか。
農業振興課	戸数が 39 戸です。
芹川豊彦 推進委員	今とほぼ同じくらいかな。
農業振興課	そうですね、いまが 35 棟ありますので。
芹川豊彦 推進委員	もっと具体的に説明して下さい。分譲団地だけじゃ分かりません。 それと 5 番目、リサイクル施設とは何のリサイクルか具体的に、周辺に問題はありますか。
農業振興課	リサイクル施設としては、現在、 地区の方で行っている金属のリサイクル業を行っている方が、こちらの方に移設するような感じで、農振除外するものであります。
芹川豊彦	農振除外は、いいんですけど。あと、これ何か月かした後、申請が出てく

推進委員	るんですよ。 除外した後、本人から。
事務局	基本的には、使用目的、計画がありますので、この計画とおりにするのであれば、この後に、農業委員会の方に申請が上がってきます。
芹川豊彦 推進委員	審議がある。
事務局	ありまして、その時に審議をします。
芹川豊彦 推進委員	リサイクルで、金属で、中古車の解体かどうかよく分かりませんが、具体的に言ってもらわないとね。なんぼ山の中でも、そういうものは簡単にはオッケーできない。
事務局	また、申請が出てきた時に話をしたいと思います。
議 長	よろしいですか。ほかにご意見がなければ、これを適当と認めることにご意見ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって本案は、適当であると認めることに決しました。 次に、議案第78号、令和6年度農作業標準賃金について審議を行います。事務局から提案します。
事務局	議案第78号、令和6年度農作業標準賃金を定めたいので意見を求めます。本案件につきましては、農地法第五十二条、農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行なうため、農地の保有及び利用の状況、貸借等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行なうものとする。と定められていることから行なっているものです。 別紙の令和6年度農作業標準賃金をご覧ください。 令和5年度と比較して、どの作業についても作業料金は上がっています。 増額理由としては、別紙に参考資料として資料をつけていますが、大分県の最低賃金の上昇によるものでございます。 大分県の最低賃金の方が、一昨年に比べ5.27%上がっていることから、農作業料金についても全て5%上げた形で案としております。 以上、提案します。
議 長	ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

事務局	報告事項 3、農地法第 52 条に基づく賃借料情報について、令和 5 年 1 月から令和 5 年 12 月までに締結された賃貸借における、10 a あたりの賃借料標準について、次のとおり、報告します。21 ページになります。 田の部、基盤整備地域、平均額 6,800 円、最高額 12,984 円、最低額 2,572 円、未整備地域、平均額 6,000 円、最高額 10,844 円、最低額 2,925 円。 畑の部、干拓地域、平均額 19,800 円、最高額 45,000 円、最低額 9,552 円となっています。 なお、本案件につきましては、賃借料を水稻の物納支給としている場合、60 キロあたり 11,700 円に換算しています。また、平均額は算出結果を四捨五入し、100 円単位としています。 以上です。
議 長	この件について、ご質問等はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、以上で、本総会の議事がすべて終了しました。 これもちまして、令和 5 年度豊後高田市農業委員会第 11 回総会を閉会します。お疲れさまでした。 その他、事務局より事務連絡等があればお願いします。
	その他の事項 (別紙配布) 農業者年金加入推進名簿の返却について 農地等利用最適化活動の推進並びに月別活動報告書等の提出について 非農地通知について 次回 (令和 5 年度：第 12 回) 総会について
	午前 10 時 57 分 令和 6 年 2 月 7 日